平成２２年（フ）第７５１号
静岡県浜松市中区上浅田１丁目10番31号　メゾンシマヅ103、前住所静岡県浜松市南区白羽町1271番地の１　ボンジュール201
破産者　小山　貴弘（旧姓松井）
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
静岡県浜松市北区三ヶ日町津々崎880番地の１
破産者　大野　浩司
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２５０号
京都府木津川市州見台８丁目16番地８　ローズヒルズ201号
破産者　斎藤　顕治
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
愛媛県松山市空港通１丁目５番33号
破産者　早瀬　孝雄
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲820番地22
破産者　浮島　　修
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１０１号
熊本県玉名市滑石2878番地
破産者　中田　末光
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５７７号
静岡市駿河区大和１丁目１番２－３号
破産者　鈴木　猛男
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６号
相模原市中央区千代田４丁目５番４号
破産者　竹之内民子
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６号
富山県黒部市宇奈月町下立2908番地
破産者　滝林　純一
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３３８９号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字西前105番地１、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地34　グローリアスヒルズ旭ヶ丘101号
破産者　北野　隆徳
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９７号
名古屋市天白区原２丁目1801番地　レジデンス下原202号
破産者　立和名隆一
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８５９号
愛知県瀬戸市小坂町260番地の１　ユニーブル晴丘301
破産者　畑中　一宏
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５９号
兵庫県淡路市佐野706番地３、開始決定時の住所兵庫県三田市つつじが丘北１丁目２番地９
破産者　辻　　月子
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３３号
神戸市灘区桜ケ丘町11番１－1002号
破産者　瀬川登紀子
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８６号
広島県安芸郡熊野町貴船10番５－504号
破産者　須和　征子
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９号
東京都品川区東五反田２丁目16番１－2702号、開始決定時の住所沖縄県那覇市泊２丁目23番地８　４階
破産者　五十嵐早苗
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９３７号
札幌市東区東苗穂14条３丁目29番11号
破産者　岡村　裕史
１　決定年月日　平成23年４月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部